

葛飾区学校適正規模等検討委員会会議運営要領

令和4年5月18日

委員長決定

(趣旨)

第1条 この要領は、葛飾区学校適正規模等検討委員会設置要綱（令和4年4月18日付4葛教第81号教育長決裁。以下「要領」という。）第7条の規定に基づき、葛飾区学校適正規模等検討委員会の会議運営等に関し必要な事項を定めるもの。

(会議の公開)

第2条 葛飾区学校適正規模等検討委員会の会議（以下「会議」という。）は、公開とする。ただし、委員長が、公開することにより公正かつ適切な審議等を妨げるおそれがあると認めた場合は、この限りでない。

(傍聴人の定員)

第3条 傍聴人の定員は、会議ごとに委員長が定める。

2 会議の傍聴は、先に傍聴の申込みを行った者から傍聴できるものとする。ただし、傍聴人の定員を超えた場合は、この限りでない。

(会議開催の周知)

第4条 会議の開催については、葛飾区ホームページ、広報紙に掲載し周知するものとする。ただし、会議開催までに時間的余裕がないなどの理由がある場合は、この限りでない。

(傍聴人の入場)

第5条 事前の申込みなく、当日に会議を傍聴する場合は、指定の入口で傍聴人名簿に住所及び氏名を記入しなければならない。

(傍聴することができない者)

第6条 次の各号のいずれかに該当する者は、会議を傍聴することができない。

- (1) 銃器、棒その他危険な物を携帯している者
- (2) 張り紙、ビラ、掲示板、プラカード、旗、のぼりの類を携帯している者
- (3) 笛、ラッパ、太鼓その他楽器の類を携帯している者
- (4) 拡声器、無線機、マイク、ラジオの類を携帯している者

- (5) 撮影や録音の目的をもって写真機、撮影機、録音機の類を携帯している者。ただし、委員長の許可を得た者を除く。
- (6) 酒気を帯びていると認められる者
- (7) その他会議を妨害し、又は人に迷惑を及ぼすおそれがあると認められる者

(傍聴人の守るべき事項)

第7条 傍聴人は、傍聴席にあるときは、静粛を旨とし、会議の進行を妨げる行為をしてはならない。

(撮影又は録音の禁止)

第8条 傍聴人は、傍聴席において写真、ビデオ等を撮影し、又は録音をしてはならない。ただし、委員長の許可を得た場合は、この限りでない。

(傍聴人の退場)

第9条 傍聴人は、この要領に違反し、委員長から退場を命じたときは、速やかに退場しなければならない。この場合において、退場を命じられた者は、当日再び傍聴することはできない。

(会議録の取扱い)

第10条 会議録は、会議終了後、区ホームページに公開する。掲載する際には、委員長以外の発言者の氏名を伏せた形で公開する。

(その他)

第11条 その他会議の運営に関し必要な事項は、委員長が会議に諮って決定する。

付 則

この要領は、令和4年5月18日から施行する。